

生涯学習関係事業講師謝礼基準（時間単価表）

下記の基準については、細区分のそれぞれの立場で講義等をする場合の基準とし、専門以外の趣味・技術等の指導をする場合は、原則として3,500円（1時間）とする。

（例：大学教授が専門外の囲碁や陶芸を指導する場合は3,500円を基準とする。）

大区分	中区分	NO	細区分	基準額 (1時間)	備考
学校教育 研究機関	大学・短大・高専	1	教授	10,000円	
		2	助教授	9,000円	
		3	講師	6,000円	
	高校	4	校長	6,000円	
	小、中学校、幼稚園、 専門学校	5	校長・教頭・園長・理事	4,500円	
		6	教諭	3,500円	
	国立教育政策研究所 (社会教育実践研究センター)	7	専門職員	10,000円	
法人	新聞社・放送局・出版社	8	部長・編集長・論説委員	10,000円	
		9	課長	7,500円	
		10	その他	3,500円	
	11	理事・講師	10,000円 ～3,500円		
個人	専門的知識技能者	12	医師・弁護士・税理士・公認会計士・臨床心理士	10,000円	13は留学生・日本人妻・公認通訳ガイドについては3,500円を上限とする
		13	外国人講師	6,500円 ～3,500円	
		14	看護師・栄養士・鍼灸師・理学療法士	4,000円	
		15	その他	3,500円	
	趣味・実技関係指導者	16	講師	3,500円	17は所属長が必要と認めた場合
		17	助手	1,500円	
	各種委員	18	教育委員	5,500円	
		19	人権擁護委員・社会教育委員・生涯審委員・公運審委員・公運懇委員・民生委員・青少年相談員・自治会長・子育てサポーター・保護司	3,500円	
	その他	20	社会教育関係団体の役員等	3,500円	
		21	スポーツコーチャー	3,000円	
22		託児等ボランティア	1回1,000円		

- ・著名人については、社会一般的価格に準ずる。
- ・不明な点については、生涯学習振興課生涯学習班に相談のこと。
- ・この基準は、平成30年4月1日から適用する。